

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 18 日現在

機関番号：34416

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2013～2014

課題番号：25780053

研究課題名(和文) 国外で収集・作成された証拠の刑事公判における使用を規制する証拠法則の検討

研究課題名(英文) Use of evidence obtained abroad in criminal court

研究代表者

中島 洋樹 (NAKASHIMA, Hiroki)

関西大学・法務研究科・准教授

研究者番号：60403797

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 700,000円

研究成果の概要(和文)： 刑事裁判において使用するために国外で証拠が獲得されたとき、当該証拠の獲得が国内法に照らし「手続に違背している」状況や、「違法である」と評価されるような状況であったとしても、その証拠能力について許容的なアプローチが広く認められてきた。このような証拠の使用を認めることは、かような状況下にある被告人の実体的権利の保障に関して、通常の事案にある被告人と比較してより低いものになってしまっているというよりは、「公正さを欠く」裁判を受けたというべきであろう。「公正な裁判の保障」の内実から直截に証拠を排除する理論的枠組みを構築すべきである。

研究成果の概要(英文)： When evidence has been obtained from abroad for using in domestic criminal procedure and would be considered as 'irregular' or even 'unlawful' under domestic law, as to the admissibility of that evidence, a broadly inclusionary approach has been seen. The use of that has resulted in 'prejudice of fairness' of criminal procedure, rather than a weaker protection of substantive right for the defendant in such circumstances. The rationale for exclusion of such a evidence should based on content of 'fair trial'

研究分野：刑事法学

キーワード：証拠排除 証拠の許容性 国際共助 司法共助 捜査共助 公正な裁判 刑事訴訟法 刑事手続

1. 研究開始当初の背景

(1) 犯罪の国際化に対応すべく国境を越えた捜査共助あるいは刑事司法共助による国際協力体制の整備が急務とされている。これに関連して、証拠が国外に存在し、または国外において作出される状況を想定して、刑事裁判のための証拠収集のあり方等国際犯罪の捜査に関する諸問題、犯罪人引渡しや国際共助における基本原則や手続に関して理論的な考察を行う研究は枚挙にいとまがない。

(2) 最高裁判例は、最大判平成7年2月22日(ロッキード事件判決)、において一定の指針が示され、合衆国において刑事免責により獲得された囑託証人尋問調書の証拠能力が否定されたものの、最二決平成12年10月31日(角川コカイン密輸事件)では国際捜査共助の要請に基づいて合衆国で作成された宣誓供述調書が、最一決平成15年11月26日では大韓民国の公判廷における共犯者の供述を記録した公判調書が3号書面として認められてきた。さらに、福岡地判平成17年5月19日(福岡一家殺害事件)では、日本において憲法上の基本的な権利である黙秘権が保障されておらず、取調べにおいて供述義務が課せられる中華人民共和国の捜査手続において、日本の捜査官の立会いの下、中華人民共和国の捜査機関が作成した共犯者の供述調書の証拠能力が3号書面として認められ、控訴審においても支持され、上告審である最一小判平成23年10月20日によって肯定された。これらの最高裁判例は、ロッキード事件判決を除き、主に伝聞例外の問題、すなわち「信用性」を問題とする証拠能力に議論の中心があった。

(3) しかしながら、これら外国で取得された証拠の証拠法上の問題のうち、とりわけ、今後さらに生じてくるだろう「国内には当該規定が存在しない手続」ないし「国内法の解釈・運用に照らすと『違法』の疑いがある証拠の利用」に内在する本質的な問題、つまり、刑事手続のあり方に関する彼我的手続規定の相違を証拠法上どのように評価すべきなのかという問題に焦点を当てて理論的考察を詳細に試みる研究は少ない。

2. 研究の目的

本研究は、捜査・刑事司法の国際共助による国外における証拠収集に関連して、「証拠が収集された国」と「証拠を使用する国」の間にある法制度とその運用に関する相違による当該証拠の証拠能力判断への理論的影

響に着目し、国外で収集・作成された証拠の刑事公判における使用に関して考え得る証拠能力の判断枠組み並びに証拠法則上の制約原理とその理論的根拠を明らかにすることを目的とする。

3. 研究の方法

(1) 本研究の問題に関する極限的な例として、例えば、近年国際的に告発されているような、いわゆる「先進諸国」が他国の収容施設にテロ犯罪の被疑者を送り、拷問等、国内では許されないような態様の尋問により捜査情報ないし証拠を獲得する捜査手法が挙げられる。このような極限的な事案においては例外的な証拠排除の理論も立てやすいであろう。しかしながら、他方において両国間の証拠収集手続ないしその運用がどの程度相違すれば問題が生じるかというデリケートな問題に関しては、同じ判断枠組みで説明できるのか明確でなく、多面的・多層的な考察が求められる。

(2) そこで、まず「違法収集証拠排除法則」の適用可能性とその理論的限界につき考察を行い、違法収集証拠排除法則自体を根本的に見直したうえでその展望を検討した。次に、ロッキード事件大法廷判決が示した論理が、捜査・刑事司法に関する国際共助の理念と排除理論との関係を明確化させ、これから増加の一途をたどるだろう国外において収集・作成された証拠の流入に対する証拠能力の判断基準を与えうるのかについて理論的な検討を行った。その際、上記平成7年大法廷判決および平成7年6月20日第三小法廷判決に見られる、いわゆる「不公正手続証拠排除法則」の形成・発展過程の検証を行い、その展望を明らかにした。

(3) 他方において、国外で収集・作成された証拠の許否を分ける合理的な判断枠組みについて、国外において無制限ないし「脱法的」に証拠が収集される危険性に対して、それらの証拠能力をいかに制約し得るかという視点から、比較法の手法を採ることにより諸外国の証拠法則について調査を行い詳細な検討を行った。その際、イギリス、アメリカを中心とする英米法を中心に、判例、学説を主要な素材として、自国とは異なる手続ないし運用の状況において獲得された証拠の証拠能力判断の枠組みにつき理論的な考察を行った。これらの資料から各国における問題状況を把握し、それぞれ伝統的に採用ないし主張されている証拠法則について、本研究で

問題とされる証拠の証拠能力判断との関連において、それらの法則を貫く理論的根拠を考察し、これらの比較法の見地から得られた知見を手掛かりに、日本の刑事司法の既存の制度ないし法理論によりそれらの問題に対応できるか、あるいは新たな理論的枠組みが必要なのかについて比較検討を行った。

4. 研究成果

(1) 司法共助ないし捜査共助に基づいて外国で作成された調書等の書面に関するわが国の裁判例をつぶさに確認し、整理したところ、その多くは信用性の問題に言及されるだけである、主に当該国の手続保障がわが国と比して十全でないことを根拠に弁護人の側から違法収集証拠の排除を申し立てるケースも見られるが、排除法則の対象となるわが国捜査機関の主体的活動がせいぜい共助要請手続に限定され、要請を受けて実際に行われた証拠収集手続には及ばないとされる、刑訴法全体の精神に照らして事実認定の証拠とすることの許容性を問題とするケースも現れ、とりわけ平成7年のロッキード事件大法廷判決が手がかりになりそうであるが、排除の理論的根拠についてさらなる検討を要する。

その排除根拠について諸説を整理すると、

()法の欠缺への対応、()前記()に加えて当該制度への消極的判断をも含む、()被告人の証人審問権保障、()違法収集証拠排除法則に包摂される一類型、()適正手続の観点からの新しい許容性に関する証拠法則等が挙げられる。

(2) 違法収集証拠排除法則の適用に関しては、上述のように捜査主体を形式的に画することにより適用の困難が見受けられるだけでなく、むしろ、他国の手続を自国の手続に照らして「違法」と評価しうるかという根本的かつ重要な問題が残る。それゆえ、証拠能力判断の枠組みを構成するに際して、ロッキード大法廷判決にみられるように、収集手続の適法性判断に入ることなく「証拠の許容性」判断を直截に行うというアプローチの妥当性が示される。

(3) 比較法上の検討からは、違法収集証拠排除法則の展開が注目されてきたアメリカ合衆国では、連邦最高裁において外国捜査官の不適切な捜査活動に対する排除法則の適用が否定されている。しかし、あくまで極めて例外的に証拠が排除されるケースとして、外国捜査官の不適切な活動が「裁判官の良心

にショックを与える程度か」という伝統的な例外則が適用される場合、あるいは、「合弁事業(joint venture)を表見するほど合衆国捜査官による関与の度合いが高い場合などが指摘されるにすぎない。カナダにおいても同様に、「カナダの司法に対する信用を失墜させるもので無い限り」、国外で収集された証拠は全て国内裁判で証拠能力を有する。

その他、コモン・ロー法域の判例からも、公判において使用するために国外で証拠が獲得されたとき、当該証拠の獲得が国内法に照らし手続に違背している(irregular)場合や、さらには違法である(unlawful)と評価されるような場合であっても、当該証拠の許容性に関して広く許容されるアプローチが採られていることが明らかになる。そのとき例外的排除が検討される場合の重要な観点として、「公正な裁判」に対する侵害の程度について詳細な検討が行われている。

(4) 上記のように、日本の排除法則も抑止という見解が強く、憲法規範としての排除として理解するとしても各国の状況を見る限り、困難であることが示唆される。そこで「公正な裁判」の観点から直截に証拠の許容性を検討すべきと思われるが、その趣旨は、平成7年大法廷判決および同年小法廷判決に関連して、いわゆる「不公正手続証拠排除法則」がいうところの内容とは異なると思われる。今後、「公正な裁判」の内実を理論的に明らかにしていく必要がある。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 1件)

中島 洋樹、違法収集証拠排除法則の現状と展望、法律時報、査読無、86巻2号、2014、pp107-112

〔学会発表〕(計 0件)

〔図書〕(計 1件)

中島 洋樹 他、日本評論社、刑事訴訟法理論の探究、2015、pp169-183

〔産業財産権〕

出願状況(計 0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況（計 0 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等
なし

6. 研究組織

(1)研究代表者

中島 洋樹 (NAKASHIMA, Hiroki)
関西大学・大学院法務研究科・准教授
研究者番号：60403797

(2)研究分担者

()

研究者番号：

(3)連携研究者

()

研究者番号：